

幸区役所「キッズルーム」設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民に親しまれ快適で利用しやすい区役所づくりを目指し、幸区役所に来庁する保護者同伴の乳幼児の憩いの場とするため、幸区役所「キッズルーム」(以下「キッズルーム」という。)を設置し、その運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 キッズルームは、川崎市庁舎管理規則(昭和43年規則第76号)に基づき、幸区役所3階に設置する。

(利用日時)

第3条 キッズルームの利用日時は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除いた日の、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定に関わらず、区長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(利用者)

第4条 利用者は、幸区役所に来庁する保護者同伴の乳幼児とする。ただし、区役所が乳幼児を対象とした健康診断及び予防接種等を実施するときは、利用者を限定できるものとする。

(利用責任)

第5条 同伴した保護者は、利用者の様子を見守り、事故等が発生しないよう留意するものとする。

2 施設の瑕疵なく発生した利用者自身又は他の利用者への損害及び利用者間のトラブルについては、同伴した保護者の責任により対応するものとする。

(利用制限)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 悪臭等他の利用者に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (2) 施設等を汚損する行為をすること。
- (3) 長時間の滞留、睡眠及び荷物等の留置き等により、他の利用を妨げる行為をすること。
- (4) その他施設の管理上支障があると認められる行為をすること。

2 区長は、利用者が前項各号のいずれかに該当する又はそのおそれがある行為をした場合には、利用を拒否し、又は退出させることができる。

(庶務)

第7条 キッズルームに関する庶務は、まちづくり推進部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、キッズルームに関する必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。